様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年2月27日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃ とぷこん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社トプコン  （ふりがな） えとう　たかし  （法人の場合）代表者の氏名 　江藤　隆志  住所　〒174-8580  東京都板橋区蓮沼町75-1  法人番号　4011401004725  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「中期経営計画2025」 | | 公表日 | 2023年5月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | * 公表方法：当社ホームページに記載 * 公表場所：<https://www.topcon.co.jp/invest/wp-content/uploads/library/financial/2022/mid2025_2023.pdf> * 記載ページ：P5、P6、P7 | | 記載内容抜粋 | * 企業経営の方向性：「世界的な高齢化による眼疾患増加」「世界的な人口増加による食料不足」「世界的なインフラ需要による技能者不足」という社会的課題を認識し、「医・食・住の成長市場において社会的課題を解決し事業を拡大する」ことを経営ビジョンとして掲げています。 * 情報処理技術の活用の方向性：「お客様が気づいていない新しいユニークなDXソリューションの提案」を方針として提示しています。日々刻々と進化する技術と共に、イノベーティブな発想力でソリューションを提案し続ける方針です。医・食・住の各事業領域において、DXソリューションの方向性を次の通り決定しております。   医(アイケア)領域：眼疾患(スクリーニング)の仕組みづくり  食(農業)領域：農業の工場化  住(建設)領域：建設工事の工場化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の承認のうえ公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | (2-A)「第三次中期経営計画」  (2-B)「中期経営計画2025」  (2-C)「2024年3月期第3四半期決算説明資料」  (2-D)「コーポレートガバナンスに関する報告書」  (2-E)「統合報告書 2024」 | | 公表日 | (2-A)2019年4月26日  (2-B)2023年5月12日  (2-C)2024年1月29日  (2-D)2024年12月24日  (2-E)2024年9月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | (2-A)「第三次中期経営計画」   * 公表方法：当社ホームページに記載 * 公表場所：<https://www.topcon.co.jp/invest/wp-content/uploads/management/mt-plan/2021/mid20190426_a.pdf> * 記載ページ：P33-P49   (2-B)「中期経営計画2025」   * 公表方法：当社ホームページに記載 * 公表場所：<https://www.topcon.co.jp/invest/wp-content/uploads/library/financial/2022/mid2025_2023.pdf> * 記載ページ：P7、P18   (2-C)「2024年3月期第3四半期決算説明資料」  四半期ごとの決算説明資料にて、最新の方策（戦略）を公表しております。事例として、「2024年3月期第3四半期決算説明会資料」を提示します。   * 公表方法：当社ホームページに記載 * 公表場所：<https://www.topcon.co.jp/invest/wp-content/uploads/library/financial/2023/Topcon_FY2023_Q3_Presentation_JP.pdf> * 記載ページ：P18、P21   (2-D)「コーポレートガバナンスに関する報告書」   * 公表方法：当社ホームページに記載 * 公表場所：<https://www.topcon.co.jp/wp-content/uploads/about/governance/pdf/Topcon_Corp_Governance_Report_20241224_JP.pdf> * 記載ページ：P18、P9、P20   (2-E)「統合報告書 2024」   * 公表方法：当社ホームページに記載 * 公表場所：<https://www.topcon.co.jp/invest/wp-content/uploads/library/integration/TopconReport_2024_A4.pdf> * 記載ページ：P51、P52 | | 記載内容抜粋 | (2-A)「第三次中期経営計画」  医・食・住の各事業領域に共通する方策として、弊社既存製品群をベースに、ICT・クラウドによるデータ連携やサブスクリプションを活用するモデルを決定しております。このモデルに基づいて、既存製品の付加価値を高めるDXソリューションを開発・リリースし、既存路線のビジネスを拡大するとともに、更に新規のビジネスを創出する計画となっています。各領域それぞれ「事業別成長戦略」として具体的に提示しております。  (2-B)「中期経営計画2025」  当社の事業状況としての現在地が、「クラウドを活用した業務データ管理・共有」であることを示したうえで、将来的に、「リアルワールドデータを活用した作業効率の向上」、「データ分析に基づく課題への先回り対応」へとステージを移行していく戦略を提示しています。  (2-C)「2024年3月期第3四半期決算説明会資料」  各事業において、DXソリューションを成長させるための戦略的な考え方を、具体的に提示しております。   * ポジショニング事業：方策（戦略）として、唯一無二の戦略製品の継続的な市場投入、販売チャネルの拡大、ベンダーニュートラルの追求、を提示しております。 * アイケア事業：方策（戦略）として、ソリューションビジネスの比重拡大、大手眼鏡店チェーン向けソリューションビジネス拡大、スクリーニング基盤の普及加速、を提示しております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | (2-A)：取締役会の承認のうえ公表しています。  (2-B)：同上  (2-C)：同上  (2-D)：同上  (2-E)：取締役会より権限移譲されている執行役員会において決定のうえ公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | (2-B)「中期経営計画2025」P17  (2-C)「2024年3月期第3四半期決算説明会資料」P23  (2-D)「コーポレートガバナンスに関する報告書」P18-20  (2-E)「統合報告書 2024」P51-52 | | 記載内容抜粋 | (2-B)「中期経営計画2025」  人材の育成・確保の観点では、世界各拠点を活用して、ソフトウェア/ソリューション推進のDX人材を確保していくこと、また、そのための人材育成並びにトレーニングを強化する旨を記載しております。  (2-C)「2024年3月期第3四半期決算説明会資料」  各事業において、DXソリューションの事業を推進し、拡大するための推進体制を具体的に提示しております。グローバル統合した製品企画・製品開発組織を構築し、DXソリューションの開発強化を推進している旨を提示しております。  (2-D)「コーポレートガバナンスに関する報告書」  コーポレート・ガバナンス体制の概要として、推進体制を提示しております。経営層の専門知識や経験等を一覧化したスキルマトリックスを公開しております。  (2-E)「統合報告書 2024」  経営層の専門知識や経験等を一覧化したスキルマトリックスを公開しております。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | (2-A)「第三次中期経営計画」P43  (2-B)「中期経営計画2025」P17 | | 記載内容抜粋 | (2-A)「第三次中期経営計画」  戦略推進に向けたIT開発力の強化のための具体例として下記を公表しています。  ・3Dモデル自動生成・3D設計データ検証を行うソフトウェアソリューションをM&Aによる獲得  (2-B)「中期経営計画2025」  環境整備の具体的方策として、DXの開発/展開を加速させるために、組織とHR・IT・管理基盤の強化する旨を提示しています。   * 管理基盤：ソリューションやサービス収益の管理強化 * IT：デジタルとデータ活用による自動化、業務効率化の推進 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | (3-A)「2024年3月期第3四半期決算説明会資料」  (3-B)「2025年3月期第3四半期決算説明会資料」 | | 公表日 | (3-A) 2024年1月29日  (3-B) 2025年1月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 四半期ごとの決算説明資料にて、公表しております。 事例として、「2024年3月期第3四半期決算説明会資料」と「2025年3月期第3四半期決算説明会資料」を提示します。  (3-A)「2024年3月期第3四半期決算説明会資料」   * 公表方法：当社ホームページに記載 * 公表場所：<https://www.topcon.co.jp/invest/wp-content/uploads/library/financial/2023/Topcon_FY2023_Q3_Presentation_JP.pdf> * 記載ページ：P18、P21   (3-B)「2025年3月期第3四半期決算説明会資料」   * 公表方法：当社ホームページに記載 * 公表場所：<https://www.topcon.co.jp/invest/wp-content/uploads/library/financial/2025/Topcon_FY2024_Q3_Presentation_JP.pdf> * 記載ページ：P23 | | 記載内容抜粋 | (3-A)「2024年3月期第3四半期決算説明会資料」   * ポジショニング事業：「売上高の伸長率」に加えて、「代理店数の推移」、「OEM契約社数の推移」を指標として公表しております。 * アイケア事業：「ソリューションの売上割合」、「販売チャネル別の売上高推移」、「スクリーニング機器の販売台数の推移」を指標として公表しております。   (3-B)「2025年3月期第3四半期決算説明会資料」   * アイケア事業：「スクリーニング機器の販売台数の推移」「ITソリューションの売上高の伸長率」を指標として公表しております。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年10月30日 | | 発信方法 | 四半期ごとの決算発表時に決算報告と併せて、DXを活用したソリューション事業の進捗状況を、経営者自ら説明しております。  たとえば、「2025年3月期第2四半期決算説明会」において、次のようにDXを活用したソリューション事業の進捗状況を説明しています(<https://www.topcon.co.jp/invest/wp-content/uploads/library/financial/2024/Topcon_FY2024_Q2_Presentation_JP.pdf>)。 | | 発信内容 | * ポジショニング事業：DXソリューションの拡大に向けて、廉価型ソリューションを基軸に、OEMビジネス・アフターマーケットビジネスの両面で、市場を拡大する戦略について、情報発信しております(P19)。 * アイケア事業：事業構想(”Healthcare from the eye”)の実現に向けて、スクリーニング機器・プラットフォーム・AIを強化し、ソリューション展開を加速する戦略について、情報発信しております(P20-23)。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年11月頃～2024年12月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトにて、自社のITシステムの現状を踏まえた課題把握を実施しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年11月頃～2024年12月頃 | | 実施内容 | セキュリティにおける外部脅威(サイバー攻撃など)、内部脅威(内部不正など)に対して、ガバナンス/マネジメント、サイバー攻撃対策、インシデントレスポンス、内部不正対策の4つの側面からセキュリティ施策を実施し、重要な情報資産(システム/情報)を保護しています。具体体には、以下を実施しております。   * ガバナンス/マネジメント：グローバル情報セキュリティ憲章を制定、定期的なセキュリティ教育、インシデント通報窓口の周知活動 * サイバー攻撃対策：SASE/EDR/MDR/SIEMなの各種セキュリティソリューションの導入と活用、定期的なネットワーク脆弱性スキャン、公開サーバのペネトレーションテスト * インシデントレスポンス：CSIRT関連施策実施、バックアップ-復旧の強化、セキュリティ人材の専門スキル向上 * 内部不正対策：外部クラウド/メールソフトの利用・メール転送のSIEMによるモニタリング、デバイス持ち出しの制限、外部デバイス利用の制限 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。